

## 白井市教育委員会会議録

### ○会議日程

平成27年2月4日（水）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について【取下げ】

議案第3号 白井市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第4号 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第5号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第6号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

議案第7号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について

議案第8号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 報告事項

報告第1号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

8. その他

---

### ○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

教育長 米山 一幸

### ○欠席委員

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育総務課長	五十嵐 孝明
生涯学習課長	藤咲 克己
文化課長	黒澤 博史
書記	伊藤 祐子
〃	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 2 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名です。議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

---

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をします。小林委員と高城委員にお願いします。

---

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

特にありませんか。

[「はい」と言う者あり]

---

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○小林委員 1 月 1 2 日、成人式がありました。今年も実行委員会がよく準備して『祝！成人』という冊子を作り、また代表者のスピーチも素晴らしく非常にいい成人式でした。

1 月 2 8 日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会研修会が佐倉市でありました。日医大千葉北総病院の小林士郎副院長の講演がありまして、地域との関わりを観点に、脳卒中から児童の偏頭痛など非常に多くの内容の話がありました。進んだ医療を地域と連携でやっていこうとしているということで、興味深い研修会でした。以上です。

○高城委員 1 月 2 2 日、七次台小学校の北総教育事務所の指導室訪問があり参加いたしました。

○石亀委員長 1 月 2 1 日、白井中学校の立春式に参加いたしました。大変寒い 1 日でしたが、生徒の皆さん、姿勢も崩さずに立派にやり遂げていました。校長先生から、子ども達にいろいろ考えさせられるような、オリジナリティーのあるご挨拶がありました。記念講演ではデフリンピック 2 0 1 3 年で銅メダルを取っていらっしゃる七次台中学校出身の田井小百合さんの記念講演がありました。そして職業体験の報告、生徒の皆さんからの意見発表に続いて、生徒全員ステージに上がっての決意表明、自分の思いを漢字一文字で表すとしたらということ、色紙に書いて 1 人ずつ発表をしていました。そして保護者の代表として、2 年生の保護者代表の方の P T A の実践記録で優良賞に選ばれた方の発表、お子さんとの日頃のふれあいを表した作品の披露がありました。そして、学年全体の合唱として、息の合ったところを発表されての立派な立春式でした。以上です。

---

○教育長報告

○石亀委員長 続きまして、教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回以降の報告をさせていただきます。

1月8日、9日、校長の人事面接がありました。10日、賀詞交歓会に出席いたしました。教育委員も一緒に出席しております。12日、成人式に出席いたしました。先ほど小林委員から報告がありましたが、大変落ち着いた、いい成人式でした。15日、南山中学校の立春式に出席いたしました。子ども達は大変きちんとしており、立志に向けた心構えが伝わってきました。18日日曜日、出初式に出席いたしました。22日、七次台小学校の指導室訪問に高城委員と出席いたしました。23日、県教委との教員関係の人事異動の面接に出席いたしました。24日土曜日、文化財防火デーが清戸の薬王寺を会場として行われました。消防署の方の話の中で、家庭電話と携帯電話では消防本部にかかるところが違うらしく家庭の電話ですとどこの場所か分かって話をしますが携帯電話だと位置があまりはっきりしないということでした。かけた際は、消防署のほうで質問をするのでゆっくりとそれに答えてくださいという話がありました。

28日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会研修会の研修会に出席いたしました。以上です。

○石亀委員長 委員報告、教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

---

○石亀委員長 非公開案件についてお諮りいたします。

議案第8号「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」及び報告第1号「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について」は、個人に関する情報であるため非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

---

○議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案

に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成27年6月20日に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員長と教育長が一本化され、特別職として新たに教育長が設置されるため、関係条例の改正を平成27年第1回白井市議会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められたことにより提案するものです。まず、条例改正に入る前に国の法律改正の中身について若干触れさせていただきたいと思えます。今回の法律改正の大きなポイントが3つほどあります。1つ目は、責任の明確化。現行の制度では、教育委員会の代表は教育委員長で事務方の責任者は教育長でどちらが責任者なのか、外部からはわかりづらいという意見もあります。そこで、新制度では、教育委員長と教育長が一本化され、教育委員長が廃止されます。そして、教育長は一般職から特別職になります。また、これまでは教育長の任命は教育委員会でしたが、新制度では首長が教育長を任命し、任期は4年から3年となります。なお、議会の同意は、これまでどおり必要となります。それが1つ目でございます。

2つ目は、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになります。これは地域の住民の民意が十分に反映されていないという指摘を踏まえたもので、地域の民意を代表する首長との連携強化がねらいです。また、児童生徒の生命、身体に緊急事態が生じた場合などには、首長は総合教育会議を開き、緊急措置について協議、調整できます。3つ目は、教育に関する大綱を首長が策定します。これは教育行政に民意をより反映させるというのがねらいです。このような法律改正に伴い、市の関係例規について整理するものでございます。それでは、第1条でございます。白井市附属機関条例の一部改正です。白井市特別職報酬等審議会の事務で、教育長の給与の額について調査、審議することを追加するものでございます。

第2条は、白井市職員定数条例の一部改正です。新しい法律では、教育長が一般職から特別職に位置づけられるため、条文中の「一般職の職員（教育長を除く。）」という表現の「（教育長を除く。）」部分を削るものでございます。第3条ですけれども、白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。新しい法律では、教育委員長の職がなくなるため、別表第1表の委員長の目を削るものでございます。続きまして、第4条になります。常勤の特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。教育長が特別職に位置づけられるということから、条文中の「特別職等」の「等」を削るものでございます。続きまして、第5条、白井市特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部改正です。第4条の改正と同じ理由でございます。題名及び本則中の「特別職等」の「等」を削るということでございます。最後に附則に入りますけれども、第1項、施行期日を定めるもので、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。第2項といたしまして、経過措置を定めるもので、法の施行の際に在職中の教育長は教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされていることから、この条例の規定は現教育長の在任中は適用しないことを定めたものでございます。以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

この4月から改正される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する必要事項が全てここで改正されるということによろしいですか。

○五十嵐教育総務課長 今回の法律の改正に伴って市の関係条例を改正するということが提案させていただきました。その中で、法律的には全部ありますので、市に関わるものについて、今回、第1号議案で条例の改正をお願いするということが提案させていただきました。関連条例で第3号というのもありますけれども、基本的には第1号で全部改正するものでございます。以上です。

○米山教育長 法律が変わり27年4月1日から新しい法律で運用されます。それに伴って、その法律と関連する条例の部分を今回改正します。法律と条例は変わりますけれども、附則の経過措置というところで、先ほど課長から説明があったんですけれども、現在の教育長の任期の間は、その法律は適用しないという形になります。教育委員長は現存したまま現教育長の任期までは現行の体制どおり進みますという内容になります。

○石亀委員長 委員の皆さんから何かご質問がありましたらお願いします。

白井市としてはこのままの状態がしばらく続くということで、新しい体制について、すぐには施行されないけれども、条例を法律に沿った形に変える、そういう流れということで、皆さんよろしいでしょうか。

○高城委員 教育長の任期は、あと何年あるんですか。

○五十嵐教育総務課長 先程ご説明すればよかったですけれども、平成28年9月30日までが任期でございます。ですから、それまでの間は今までどおりということになります。

○石亀委員長 平成28年9月30日までは、体制はこのままでということになります。

それでは、議案第1号について特に異議はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第1号は、異議なしということでお願いします。

---

○議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

○石亀委員長 議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について」議題とします。

○五十嵐教育総務課長 議案第2号でございますけれども、取り下げをさせていただきたいと思いません。第1号議案がまだ議会で可決しておりませんので、議会で決まりましたら再度上程させていただきたいと考えます。3月下旬の教育委員会議か、それ以降の教育委員会議に上程させていただきたいと思しますので、申し訳ありませんが取り下げということによろしくをお願いします。

○石亀委員長 議案第2号については、取り下げということですが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは規則改正については取り下げとし、議会の議決後に提案していただくことでお願いします。

---

○議案第3号 白井市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第3号「白井市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第3号「白井市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、教育長の職務専念義務の免除に関する規定を新たに設けるものでございます。現教育長は一般職として位置づけられているため、地方公務員法第35条により、職務専念義務が課せられていましたが、特別職となったことで同条の適用から外れることとなります。これに対して条項を整理するものでございます。第1条は、この条例の趣旨を定め、趣旨規定となっております。第2条は、教育長の職務に専念する義務の免除の規定となっております。法改正に伴いまして、教育委員長と一本化される新教育長は、特別職となります。地方公務員法の規定の対象外となりますが、新しい法律の第11条第5項に、新教育長の職務専念義務が規定され、地方公務員法と同様に条例により職務専念義務の特例を定めることができることとされたため、新しい教育長の職務専念義務の免除は、職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとするということになります。附則につきましては、第1項が、その施行期日を定めております。平成27年4月1日から施行する。第2項ですけれども、経過措置でございます。法の施行の際に、在職中の教育長は教育委員会の委員として任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされていることから、この条例の規定は現教育長の在職中は適用しないというものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

○小林委員 今の説明がよくわからないんですけども、職務に専念する義務の特例について、一般職が特別職に移るにあたってどうなるかもう一回説明していただけますか。

○五十嵐教育総務課長 今まで教育長は一般職でございました。特別職というのは、市長、副市長というような特別職をいい、その中に教育長も入る。今まで私達と同じ一般職の処遇がありましたけれども、それが特別職に移ることによって、免除されるとかいろんな要綱がありますけれども、その適用を変えますよということをこの条例で言っているということです。勤務時間でいいますと、一般職の私達は8時半から5時15分まで勤務ということになります。ただ、特別職の場合は、それはご

ございません。というのが一番わかるかなと思います。

○米山教育長 職務専念義務の特例に関する条例というのは、今はないんですか。

○五十嵐教育総務課長 新規です。

○米山教育長 特別職の市長と副市長については、職務に専念する義務の特例に関する条例というのはないのですか。

○五十嵐教育総務課長 ないです。なお、教育長の任命権者は首長ということになります。教育長の専念義務の免除の承認権者は首長となってしまいます。しかしながら、教育委員会制度の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、この文章では、首長から距離を置くことにあります。教育長の職務専念義務の免除に係る承認権者を首長としてしまうと、教育長に対する首長の関与が強くなりすぎてしまう。そのため、当該条例においては、職務専念義務の免除の承認権者を首長ではなく教育委員会とすることが必要であるというふうになっております。

○米山教育長 今回の法律が施行されることによって変わるのは、1号議案と3号議案だけですか。まだ条例を改正しなければならないものがありますか。

○五十嵐教育総務課長 この1号議案と3号議案だけです。

○米山教育長 あとは規則の改正になりますか。

○五十嵐教育総務課長 はい。3月議会に上程されて、条例を制定しても猶予期間がありますから、それ以降に施行するということになります。

○石亀委員長 それでは、議案第3号についてほかに質問ありませんか。よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、議案第3号は法律の一部改正によるものということで、異議なしということをお願いしたいと思います。

---

○議案第4号 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第4号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 議案第4号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成27年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。新旧対照表がございまして、改正案のほうですが、備考の4を追加しまして「会館の施設（楽屋及び練習室を除く。）を、音源制作及び編集作業を目的として使用する場合は、平日



の使用に限り、割増料は徴収せず、基本使用料の5割の額を徴収する」ということを追加するものでございます。内容につきましては、文化会館の音響を生かしまして、音源制作、CDの録音とかでございますが、編集作業を目的として使用する場合、使用料金規定を追加することで文化会館施設の平日の空き日の利用促進と施設のPRとなるため条例の一部を改正するものでございますが、例といたしまして、一昨年8月にピアニストの田中正也さんという方から、CD録音をしたいという申し出がありました。会館の音響を生かして、4として新たに追加をするものでございます。附則に戻っていただきまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。2、経過措置といたしまして、この条例による改正後の白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によるというものでございます。以上です。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 ホールを借りやすくするために基本使用料の5割の額にするということはわかったんですけど、割増料は徴収しない、そこについて説明していただけますか。

○黒澤文化課長 使用料を半額にするというのと平日の利用を促進するというところでございますが、割増料については、各施設につきましては、市外は5割増しとか規定がございますので、今回追加する案件等につきましては、市外の業者が中心となると思いますが、利用の促進ということを考えまして、割増料金とかは、市内外の区別をつけないで、基本使用料の5割ということで利用をしていただくということでございます。

○石亀委員長 具体的に、幾らになりますか。

○黒澤文化課長 例えば平日、土日も午前、午後、夜間と全日という4種類あるんですけども、通常、短時間で終わらないものですから、1日を例にとりますと、大ホールで平日が7万6,950円です。土曜、日曜につきましては9万2,250円ということになります。これは通常の基本使用料でございます。

○石亀委員長 この半額にするということですか。

○黒澤文化課長 はい。

○石亀委員長 半額の妥当性についてはどう考えたらいいんですか。

○黒澤文化課長 半額の妥当性ということでございますが、現在ある規定の中で、例えば前日を使っても、舞台とか練習のみで使用するというときは7割徴収して3割は減額するとなっております。今回行うのは、同じような考え方で、レコーディングとかでございますから、客席のほうは使わないで舞台オンリーということになりますので、7割のところを5割ということで考えているところでございます。現行の7割徴収と比べますと2割違うわけでございますが、その部分につきましては、7割徴収、3割減額ということにつきまして、今の負担金審議会等の見直しの中で、25、26、27年と3カ年を継続して行うということになっておりますので、今7割徴収しているわけでございますが、

その規定につきましては、今回ではございませんが、今後、他市町村が既にその部分が、利用促進するために5割にしているところが、鎌ヶ谷市とか含めて多いものですから、今回は、こちらの先行した5割でやらせていただきまして、通常の借りる方の練習室とか、舞台のみの使用ということであれば、それは今後5割にしていこうということで、28年以降の舞台等の使用については、そのようにしていきたいということで考えているところでございます、そちらのほうは現状7割徴収になっております。

○石亀委員長 これは、当面様子を見るという意味での期限は、設定しますか。

○黒澤文化課長 基本的に料金とかの見直し関係につきましては、市のほうは3年に一度ぐらい見直しするという基本的な考え方を持っていますので、概ね3年程度で見直しを図っていきたくて考えています。

○石亀委員長 今回、これを認めるということになると、4月1日からこの内容で動くということになるわけですね。

○黒澤文化課長 レコーディングの場合はです。

○米山教育長 経過措置の2項は、文化会館全てにかかってしまわないですか。

○黒澤文化課長 4項ですね。

○米山教育長 文化会館設置及び管理に関する条例全てにかかってきちゃうってことはないですか。

○黒澤文化課長 附則の施行期日と経過措置につきましては、総務課の担当と調整をしたんですけども、再度確認します。

○米山教育長 これは大ホールだけを想定している改正条例だと思うけど、中ホールはどうなりますか。

○黒澤文化課長 中ホールもオーケーなんですけども。

○米山教育長 ということは、客席だけを使わないという説明にしてみると、中ホールは客席がないので、中ホールで音源制作及び編集をするということも念頭に入れておく必要はどうですか。

○黒澤文化課長 4項のほうで、会館の施設とうたっており、中ホールも該当になります。ただし、楽屋と練習室だけは使わないでくださいということです。

○石亀委員長 音響が非常によいということに関しては大ホールしか想定されていないだろうと思うんですよね。ただ、そこまでの規模でなくても、そこまでの音質は求めないけれども、中ホールでも制作をしたいというような方がいらっしゃって、それも含まれるのであれば、もっと広く皆さんに使っていただけたらと思うので、全ホール貸してもらえるとかが望ましいかなと思います。

○米山教育長 大ホールと中ホールと、あとはどこがありますか。

○黒澤文化課長 練習室と楽屋です。

○米山教育長 そこは除くんですよね。

○黒澤文化課長 貸出施設とはなっていますけど除きます。

○米山教育長 そうすると、この文化会館設置及び管理に関する条例の対象施設は大ホール、中ホールだけということになりますか。

○黒澤文化課長 今回の改正はそうです。貸出施設としてはそれしかないです。

○石亀委員長 練習室を借りたい人もいるんじゃないですか。

○米山教育長 練習室は練習室の使用料条例がありますが、この条例について大ホールと中ホールだけとしてしまって大丈夫ですか。

○黒澤文化課長 はい。大ホール、中ホール、楽屋、練習室しかないです。

○米山教育長 中ホールも該当するということで、5割の額を徴収するということは、要は客席云々の話ではなくて、稼働率を上げるために5割にすると。さっき委員長から質問があったとおり、では何で5割なのかと。前日にお客さんを入れないで舞台の設定とかやるときは7割だよと。当日、編集作業をするのも7割が妥当なんじゃないかという話が出てくるかもしれないと思いますが。

○黒澤文化課長 その辺は近隣を参考にいたしました。

○米山教育長 前日貸し出していることありませんか。

○黒澤文化課長 あります。

○米山教育長 その場合は、1日使っても基本使用料の7割なんですよ。

○黒澤文化課長 そうです。

○米山教育長 この5割というのは、基本的には、稼働率を上げること、それと、お客さんを入れて収益がないから他市町村との比較から5割にしたと。7割の話が出た場合については、当市を使わずに他市に行ってしまうこともあるので、他市との比較から5割にしたということですね。

○黒澤文化課長 はい。

○米山教育長 附帯設備等は、編集作業をする申請者が持ち込むということですか。うちの機器を使って録音するということは想定していないですか。

○黒澤文化課長 それは別途規則で、ピアノを使えば幾らとかって出ているので、それはそれでもらいます。

○米山教育長 ピアノや機器を使った場合については基本使用料はどうなりますか。

○黒澤文化課長 その他の施設はありません。

○米山教育長 5割減免はしないということですね。

○黒澤文化課長 舞台だけです。

○石亀委員長 いろんなことがくっついてきちゃうんですけども、どんな楽器があるということをしてPRして、その楽器をもっと使ってもらいたいということは希望としてはあるので、本当は楽器のほうもくっつけられれば一番いいのかなとは思ってますよね。ピアノをよそから持ってきたりはしないし、うちの楽器は非常にいい。稼働率を上げて使ってもらおうという意味では、今後、楽器についても検討していく機会は持っていていただいてもいいかなと思います。

○黒澤文化課長 施設以外のピアノとかそういうもろもろのものなんですが、施行規則のほうで全てうちが管理しているものは載っておりますので、インターネットで確認できるようにはなっています。

○米山教育長 そういうことではなくて、それも減免できないのかということです。想定されるのは、自らの楽器を持ち込めないのはピアノだと思うので、ピアノについては検討の余地を残すということです。

○石亀委員長 ほかに質問等ありませんか。他になければお諮りしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第4号について、教育委員会としては異議がないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第4号は異議なしということでお願いします。

---

○議案第5号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第5号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第5号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長米山一幸。本案は、平成27年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによります。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、新しく建設予定であります白井市学校給食共同調理場給食調理業務等委託業者選定委員会につきまして、プロポーザルによって、PFIによって建てる会社を決定するために選定委員会を設けるものでございます。委員のメンバーとしましては、学識経験者を有する者3名を予定しております。主に建設関係、衛生管理関係、PFIに精通している大学の先生及び弁護士等です。それと公共的団体等の代表者、これにつきましてはPTAを予定しております。3番目に教育関係の職員、これは学校長を1名予定しております。また、市民公募型で市民の参加を求めます。震災等によって炊き出し等をする施設になることから、市民代表という形で1名を予定しております。他、市の職員1名、合計7名以内で委員を想定しているものでございます。以上です。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

これは、給食調理場の運営委員会がありますが、それとは別に、業務委託をするための審査委員会

を設置するということですか。

○田代教育部長 運営委員会のほうとは別組織でございまして、これにつきましては、業者を選定するためだけの委員会でございます。

○高城委員 任期は2年間で、2年で終わるということですか。

○田代教育部長 任期につきましては2年間です。事業者を選定するまでなんですけど、予定としましては、来年度2回の会議及び28年度に実際に7月ぐらいにヒアリングを実施して9月には契約に持っていくというような形で予定しております。

○米山教育長 この議案とは直接関係ないんですが、これはPFIに関わる業者を選定する委員会ですよ。であれば、PFIにさまざまな形のアドバイザーとか、委員会とか委託とかがあるので、そこの違いをきちんと整理をしてください。新しいところに建てる建物を事業実施する業者と、中の調理委託を含めた形で頼んでいるので、それをワンセットでやるというPFIの業者を選定する。そのほかに、PFIの安全性であるとか、その審査会みたいなものもあるはずなので、そこの違いをきちんと明確にしておいてください。

○田代教育部長 わかりました。

○石亀委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第5号についてお諮りします。教育委員会の意見は異議がないということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、議案第5号は異議なしとします。

---

○議案第6号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第6号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」を議題といたします。

まず、議案第6号（その1）から説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 今回、第6号議案をその1とその2に分けさせていただきました。南山小中学校の大規模改修事業に係るものがその1になります。その2は今年度末をもって減額または増額するものということで捉えていただければと思います。

それでは、その1のご説明をいたします。議案第6号（その1）「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、南山小学校、中学校校舎耐震及び老朽化の大規模改修事業を平成27年に予定しているところでございますけれども、国の学校施設の改善事業、今回の平成26年度東日本大震災復興特別会計という会計がございまして、その学校施設環境改善交付金に南山小中学校の校舎の耐震改修事業が合致するというので、手を挙げさせていただきました。その補助を申請する際

の要件は平成27年度に建築計画をしている事業であること、2つ目が、平成26年の段階で設計が完了していること。平成27年3月、すなわち平成26年度ですけれども、3月に交付決定されても年度内に契約をすること。ですから、3月までにこの工事の契約を済ませることというところと、後ほどありますけれども、この事業が3月に契約ですから、繰り越し手続きが可能である事業の4つの項目がありました。現に、今実施設計が終わっておりますので、設計も終わっております。27年度の事業に計上しようと思っております。要は、3月までに契約をしなくてはならないということで、手続きの段取りが済めば、26年度の国の補正予算に合致するというので、実は2月5日に内々的に県のほうから内示をいただきました。国の採択、内々示を受けたということで、今事務を進めているところでございます。これを踏まえまして、平成27年第1回、2月13日から定例議会が始まりますけれども、その定例議会に補正予算を計上して、その日に採決をいただくというような手続きを予定しています。補正の理由として、南山小中学校の改修が国の補正予算を活用して前倒しで、26年度事業で南山小・中学校の改修を行うということで、補正予算を組むものでございます。まず、歳出でございますけれども、事業費としまして、小学校費で補正額が11億9,286万1,000円、その内訳といたしまして、13節委託料といたしまして、工事の施工監理委託料2,801万6,000円、15節工事請負費、これは南山小学校の改修工事費、11億6,484万5,000円でございます。9款3項3目、南山中学校の改修事業でございます。総額が11億5,775万円。内訳といたしまして、13節委託料といたしまして、施工監理委託料が3,581万3,000円、15節工事請負費、中学校改修工事が11億2,193万7,000円でございます。総額しますと23億5,061万1,000円ということで、今回、議会に上程するということになります。続きまして、歳入とその他になります。先ほどの一番最後に繰り越しが可能な事業ということで1つありました。それを踏まえまして繰越明許費、27年度に繰り越すということで、先ほどの総額23億5,061万1,000円を繰り越す。事業的には27年度になりますけれども、予算的には26年度予算ということになります。歳入でございます。先ほどの東日本の関係の特別の補助金を使いますと、14款教育費国庫補助金となりますけれども、南山小・中学校の耐震補助率2分の1、老朽化・改修の部分が3分の1になりますけど、総額2億7,003万4,000円。内訳でございますけれども、小学校の、南山小学校分が1億3,359万5,000円、中学校が1億3,643万9,000円、合計しますと2億7,003万4,000円ということになります。18款は、基金の繰入金になります。1億6,367万7,000円。21款教育債、起債ですけれども、今回の東日本の関係の補正予算を使いますと、起債のほうは100%充当ということになります。それと交付税措置ということで、国の交付税措置が受けられるというところがあります。財源的にも有利だということで、今回26年度の補正をするわけですけれども、教育債が19億1,690万円ということで、総額23億5,061万1,000円ということで、歳出歳入それぞれの金額ということで行っております。なお、今後のスケジュールでございますけれども、2月13日の議会の初日に上程するわけですが、その前に一般競争入札で行いますので、

その手続き等があります。13日にこの補正を承認いただき、2月16日から入札の告示をしていきます。3月18日が落札者の決定になります。1回で落札者が決まれば18日、予定価格に達しない場合は次の日、19日というようなスケジュールでおります。そして決まりましたら、3月24日に仮契約を締結して、契約は3月末に臨時議会を開催していただいて、南山小・中学校の校舎の改修関係の契約の締結についての議案を上程したいというようなスケジュールでおります。なお、この南山小・中学校の工事につきましては、3月に契約するわけですが、夏休み期間に集中的な工事を行う、9月以降、授業に差し支えないように普通教室を優先的に改修するというような取り組みをしているところがございます。工期は、28年2月末までということで計画しております。工事内容につきましては、また契約の段階のときに詳しくご説明させていただきたいと思っております。今回は3月末に契約する際の補正ということで上程させていただきました。以上でございます。

○石亀委員長 議案第6号（その1）について、質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 耐震化補助率が2分の1、大規模改修、老朽化対策で3分の1の補助金があるとすれば、総額が23億円だったら、2億7,000ということは1割しかないの、説明と合わなくなります。補助率2分の1、3分の1を言ってしまうと、1割しか補助金が付いてないことになるので、例えば小学校、中学校それぞれ補助対象外が幾らで、補助対象が幾らなのか。その対象施設は何なのか。例年の補助率に比べると低い。その理由が何なのかよくわからないけども、補助率とは聞かれば2分の1、3分の1と答えるしかないけども、2分の1、3分の1であれば、トータルで1割補助ということはあり得ないので、説明をするとすれば、耐震についてはこういう対象の施設、工事については2分の1、老朽化対策についてはこういう部分が3分の1というように分けて説明をしないとわかりづらいと思っております。

○五十嵐教育総務課長 わかりました。

○石亀委員長 他によろしいでしょうか。それでは、補正予算（その1）、南山小学校、中学校の大規模改修に係る補正予算について、お諮りしたいと思います。教育委員会の意見としては、異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、そのようにお願いします。

次に、議案第6号（その2）について説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成27年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められたことによるものでございます。各課から順に歳出からご説明させていただきます。まず、教育総務課の補正でございます。

事務局費の小学校施設改修等の事業、これにつきましては白井第三小学校増築工事、今工事を行っておりますけれども、施工工事に伴って、それを監理していただいている業者との契約において執行残が出たことによるものでございます。当初予算1,359万8,000円のところ、契約額1,242万円ということで、147万8,000円の減額になります。続きまして、15節工事請負費、小学校校舎増設工事。白井第三小学校の校舎の増築工事の執行残でございます。当初予算3億5,404万6,000円のところ、契約額3億769万2,000円、補正額が4,635万4,000円、合計しますと4,753万2,000円の減ということで、減額補正をするものでございます。以上でございます。

**○田代教育部長** 学校給食調理場建替事業につきましての補正を説明させていただきます。この前に14節のほうを先に説明したいんですけど、先日、土地につきまして、この会議でお話をさせていただきました。土地につきまして、買い取りにするか借地にするかということで協議をさせていただきました。やりとりの中で、定期借地の場合参考価格は1平米あたり185円です。買い取りの場合は1平米あたり7万円、この数値についてはURのほうからの提示された参考価格でございます。土地の大きさが7,581.69平米です。そうしますと約5億3,000万円なんですけども、その中で今度は起債をした場合、その利子を上乘せすると約6億円程度になります。起債の場合は、全体の7.5割しか起債ができませんので、残りを一般財源から出さなくてははいけません。買った場合、契約時に全体の2割をURに支払います。そのときの金額が約1億円です。市としては一般財源を考えると、現在では非常に厳しいということがありました。今度は買い取りの場合、もう一つ方法がありまして、URのほうに借金をして10年払いで返すという形の方法もあります。その場合は、大体約6億近くになるんですけども、年間にして約6,000万円、10年間支払わなくてははいけない。そういうこともありまして、10年間、毎年6,000万円を支払うというのは非常にきつい部分があるということ。その中で、定期借地の場合は、先ほど話をしたとおり、1平米185円で計算していきますと、月にしまして140万2,613円が1カ月の支払いになります。そういう形で定期借地のほうが、今の財政を考えたときに、買い取りを前提として定期借地、借りるという方向で政策会議のほうで話し合いが持たれました。定期借地については、基本的には29年11カ月です。約30年間なんですけど、それ以降については継続ができませんので、その後については更地にして返すしかありません。市としては、買い取りを前提にして定期借地にして、財政的な状況を見て買い取るということを考えています。何で補正かといいますと、URのほうで、本年度いっぱい定期借地はできるけど、来年度以降については定期借地という形は難しい、買い取りならまだできますけどもということで、本年度中に定期借地の契約を結ばなくてはいけなくなりました。そこで、本年度末までに定期借地の契約を結ぶために、契約時に6カ月分の保証料を払います。それが841万6,000円の補正額になります。実際に借りるときには、どうするかというと、来年から借地で借り、29年11カ月ではなくて実際に工事が始まる時です。実際に工事が始まる予定としては、28年の9月以降に工事を始めて、1年間で建てる、30年の9月には供用開始という予定ですから、とりあえず今のところ、29年の8



月か9月をめどに借りる形で、そこから29年11カ月という形で現在交渉をしております。そういうことを前提にしまして、保証金として841万6,000円を補正額としまして計上するものです。

次に12節、定期借地をした場合に関しては、公正証書の作成が必要になります。公正証書の作成のために11万6,000円かかります。URと2分の1ずつ、お互いに折半していくという形で今話が進んでおりますので、全体の補正額としては847万4,000円という形になります。以上でございます。

○藤咲生涯学習課長 生涯学習課です。公民館費で、02事業、公民館管理運営事業、補正額△108万7,000円。内容としましては、13節委託料、摘要コード01の西白井公民館指定管理料でございます。補正内容としましては、西白井複合センターの大規模修繕に伴い2カ月間休館になったことにより、運営経費が減少することから、委託料の補正をするものでございます。内容につきましては、人件費と光熱水費の減、あわせまして消費税分3%アップしておりましたので、その分を相殺しまして108万7,000円でございます。続きまして、体育施設、9款5項2目です。03事業、市民プール管理運営に要する経費、補正額125万2,000円、15節工事請負費、配電盤配線工事費でございます。補正理由といたしましては、執行差金により発生した工事請負費の減額によるものです。以上です。

○黒澤文化課長 文化センターの歳出ですが、補正額合計237万4,000円でございます。これにつきましては、光熱水費でございますが、当初予算額3,426万7,000円に対しまして、26年度の決算執行の見込み額が3,714万4,000円ということで、287万7,000円が不足すると思われまので、光熱水費について、過去2年間の実績等を見込み算出しまして増額補正するものです。13節委託料につきましては、文化センター前の庭園関係の樹木管理委託料でございますが、当初予算612万円に対しまして入札等を行いまして、50万3,000円の減額になっております。入札によります不用額が50万3,000円出ておりますので、50万3,000円の不用額と補正額の287万7,000円を足しまして、237万4,000円の増額補正でございます。次に図書館費でございますが、図書館サービス事業費、臨時職員の賃金でございますが、これにつきましては、当初予算が2,656万5,000円に対しまして、執行済額と今後の見込額を足しますと2,536万5,000円ということで、120万円の減額補正ということになります。次に、図書館資料運搬業務委託料ということで、当初予算283万9,000円に対しまして、見積もり合わせによりまして229万5,000円ということで、不用額が出た分、54万4,000円、これにつきましても54万4,000円の減額になります。その2つをトータルいたしまして、補正額が減額補正の174万4,000円でございます。次に、プラネタリウム館営繕事業ということで、当初予算額191万3,868円に対しまして、執行済額と見込額を足しますと113万7,240円ということで、77万6,000円の減額の補正でございます。新たに導入いたしましたデジタルプラネタリウムの賃借料、5年間でございますが、見積もり合わせによりまして安くなったために、今年度分の77万6,000円を減額補

正するものでございます。次に、文化会館費ということで、文化会館の自主事業運営事業ということで、需用費からいきますと、当初予算43万2,000円でございますが、これにつきましては、自主事業のポスター、チラシ等につきましては、文化会館で印刷したものを使用したために減額するものでございます。その次が役務費の広告料でございますが、67万6,000円でございますが、これにつきましても、広告料ということで、市の広報とかポスター、チラシ、ホームページ、メール配信等、使用したものですから、その分の額を減額するものでございます。続きまして、自主事業の手数料でございますが、当初予算540万5,000円に対しまして、執行済額と今後の見込額を足しまして500万9,720円でありますので、補正額といたしましては39万5,280円ということで予定しているところでございます。これをトータルし、補正額といたしまして150万3,000円を減額するものです。以上でございます。

**○田代教育部長** 学校給食共同調理場についての歳出補正について説明をいたします。11節需用費の光熱水費でございます。これにつきましては、当初予算に対して児童生徒数及び教員数が約200人程度当初予算に対して増えているということで、食器消毒保管庫が1台増設いたしました。そのことにより、電気、ガス料金が増加したために130万8,000円の増額補正をするものでございます。

**○五十嵐教育総務課長** 歳入に入らせていただきます。14款、国庫負担金の関係でございます。先ほど歳出でありました白井第三小学校の増築工事に係る国庫負担金、当初6,362万円で歳入を見込んだところですが、内定が出まして8,931万5,000円の国庫負担金となることになりました。2,569万5,000円の増額ということで補正するものです。続きまして、財産貸付収入、16款の関係ですが、教職員住宅の入居者の貸付の関係でございます。当初、単身を3室で64万円を歳入と見込んでいましたが、合計で28万4,800円になりますということです。異動に伴いまして単身用1部屋だけ貸し付けております。それと、途中で桜台中学校の栄養士さんが4カ月ほど入居されました。その歳入が入っております。よって3名が1名になったということで、35万6,000円減額するものです。以上です。

**○田代教育部長** 教育費国庫補助金でございます。1節教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業費補助金でございます。いじめ対策調査会委員の5名分、市長部局のいじめ対策再調査会5名分の委員、報償費及び旅費、食料費につきましては、国から3分の1の補助が出るということで、国のほうに申請をして新規で補助金をいただきましたので、1万8,000円を補正するものです。以上です。

**○藤咲生涯学習課長** 生涯学習課でございます。01雑入で、スポーツ振興くじ助成金で、△1,274万4,000円。内容につきましては、入札差金が発生したことにより助成金の対象工事費の減額に伴い、振興くじの減額補正するものです。これにつきましては、野口のテニスコートでございます。当初、約4,000万円強で工事費を見たところですが、入札により2,700万円ということになりましたので、その分の補正になります。以上です。

**○田代教育部長** 学校給食共同調理場でございます。繰入金的一般会計繰入金についての減額、525万

円でございます。これにつきましては、特別会計においては歳入歳出同額にするために一般会計繰入金を減額補正するものでございます。繰入金につきましては、平成25年度の決算から繰越金を増額補正します。実質の25年度の繰越金が946万7,294円ございました。そのうち12月補正後の繰越金が290万9,000円でございます。それを差し引いた額で繰越金の補正として655万8,294円といたします。続きまして、債務負担行為でございます。学校給食共同調理場の定期賃借料でございます。債務負担限度額としまして、5億1,195万4,000円でございます。先ほど説明したとおり、29年11カ月の定期借地をするにあたり、保証金につきましては、29年8月に引き渡しをされたときに6カ月分の保証金を払います。合わせて12カ月分になりますけども、保証金を払った上で、ここにあります29年11カ月分、359カ月分になるんですけど、その借地料を合わせた額をもって債務負担行為を起こすものでございます。

続きまして、債務負担行為の限度額の変更でございます。教育センター費のALT配置事業に要する経費でございます。限度額が1億1,345万円でございます。こちらが限度額になって、変更額につきましては、当初の限度額と比べますと1,387万3,000円のマイナスになります。これにつきましては、プロポーザルによって、ALTの委託業者が確定いたし契約が済みしましたので、その契約額が1億1,345万円となったことによるものでございます。

○黒澤文化課長 文化センターの債務負担行為の限度額の補正でございます。まず図書館費ということで、図書館の電算システムの運用事業ということで、上限額を当初9,648万3,000円ということで設定しましたが、その後、プロポーザルを行いまして、7,449万6,000円ということで、補正額が2,198万7,000円ということで、上限額を7,449万6,000円にするものでございます。主な理由といたしましては、電算システム賃借料の保守につきまして、5年間でございますが、プロポーザルにより実施後、契約締結額が上限額より下回ったことと、図書館電算システムのデータ抽出委託について、次期システム業者から現業者になったために作業の一部が省略できたことから、不用になった額の限度額を補正するものです。リース期間につきましては、5年間のトータルでございます。

同じく債務負担行為の限度額の補正ですが、プラネタリウム館営繕事業といたしまして、デジタル式プラネタリウムソフトウェア賃借料ということで、見積もり合わせによりまして債務負担行為の限度額の上限が1,044万円を設定したところ、5年間、758万4,000円ということで、285万8,000円の補正額ということで債務負担行為の限度額を758万2,000円にするものでございます。

次に、プラネタリウム館の光学式プラネタリウムの賃借料ということで、こちらにつきましては10年でございますが、債務負担行為の上限額が8,229万6,000円ということで設定させていただきましたが、入札結果によりまして安価に契約できたことで、6,700万4,000円にするものでございまして、補正額が1,529万2,000円を債務負担行為の上限額から減額して、6,700万4,000円にするものです。これにつきましては10年のリースということで、11年目から無償譲渡されることになっておりまして、その上のデジタル式プラネタリウムにつきましては、5年間のリースということで、6

年目からは無償で譲渡されるということになっております。以上です。

○石亀委員長 それでは、補正予算その2について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 まず野口のテニスコート、歳入を減額していて歳出は減額していますか。

○藤咲生涯学習課長 歳出ですが、工事の検査が終わっておりませんので、確定していないため、歳出の補正はしておりません。歳入につきましては、契約で確定しましたので、既に決定通知をいただいておりますので、今回は歳入の補正だけするものです。まだ変更が若干、最終については手直しが出てくるので確定ができないというのが現状です。

○米山教育長 いじめの補助金、1万8,000円ですが、区分は国庫補助金で県ではないですね。

○田代教育部長 国庫でございます。

○米山教育長 説明のときは、補助金は国からくるということで説明してください。

それから、学校給食共同調理場の繰越金、946万7,294円実質繰越金があつて、既に290万9,000円については、どこかでもう充当しているということですね。

○田代教育部長 12月までの間に補正をかけて繰り越ししています。

○米山教育長 最終的に946万7,000円がくると。ここで今回増額補正して、655万8,294円が繰越金として増額補正をすると。一般会計繰入金525万円を減額するんだけど、一般的には、繰越金、前年度の一般会計から繰入金をもらっていて、その分が余ったんだから、実質的な繰越金については、その分、全て一般会計の繰入金で返すんじゃないかと言われた場合に、その違いを説明できるようにしてください。655万8,000円全てであれば、一般会計の繰入金の補正額を655万8,000円にするんじゃないのという話があったときに、説明をできるようにしておいてください。

○田代教育部長 わかりました。実際には、約130万8,000円については、今回補正で組みますので、655万8,000円から130万8,000円を引いた額が、この額になります。

○米山教育長 525万円ということですね。光熱水費ですね。

○田代教育部長 今回、光熱水費の補正になっています。それを引いた額が520万円です。

○米山教育長 わかりました。次に、保証金について、14節でいいのかどうかもう一回確認しておいてください。ここに権利金名目の支出は、使用料及び賃借料を使うというんだけど、行政用語ではどうかわからないけど、一般的には権利金と保証金というのは違うものだと思うので同じ支出科目でいいのかももう一回確認しておいてください。

○石亀委員長 ほかに皆さんからご意見がないようでしたら、これでお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、補正予算（その2）についてお諮りします。教育委員会の意見としては、今ご指摘があったような内容をはっきりとさせていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、そのようにお願いします。

---

○議案第7号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価  
に関する報告書について

○石亀委員長 議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について」。白井市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について、別添のとおりとする。平成27年2月4日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、平成25年度事務事業の点検・評価に関する報告書について別添のとおりとするものです。平成26年度の10月、11月に3回の点検・評価の会議を開催させていただきました。白井の教育方針というものがありますけれども、その5つの柱の中で市の実施計画的な事業が教育委員会に関するもの、58事業ございました。それにつきまして、1事業ずつ点検・評価を行い本報告書が作成されております。まとめ方といたしまして、先ほど5つの柱ということでは言いましたけれども、1つ目が学校教育の充実、2つ目が生涯にわたる学習活動の支援、3つ目がスポーツ活動の支援、4つ目、文化・芸術活動の支援、5つ目、青少年の健全育成ということで、各柱の1つ1つにつきまして基本方針、具体的施策では、その他を入れまして9つの施策がございます。それにつきまして、各委員さんからご意見をいただいて、それについてまとめさせていただきました。それに対する総合的な評価ということで、意見等を踏まえてまとめさせていただいております。その中でいろいろと意見を出されたものに対して、5番目に課題及び見直しということで、1つ1つ意見をいただいたものについて、今後の教育委員会の施策の中で委員さんからいただいた見直し案、それと教育委員会事務局の考え方が記されております。以下、5つの柱の中で各項目について、柱についての同じような記載をさせていただきます。総合的なまとめとしてさせていただきます。また、教育委員会の活動状況、教育委員会議の審議内容ということで記載しております。一番最後につきましては、58事業の事業についての評価の結果一覧ということでまとめたものです。簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。

○米山教育長 報告書は事前に各委員に確認していただいておりますので、この内容で報告したいと思いません。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 よろしいでしょうか。皆さんもご覧になって、ご意見は反映されていると思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第7号については、原案のとおりとさせていただきます。

---

非公開案件            ○議案第8号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

---

非公開案件            ○報告第1号 白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

---

○その他

○石亀委員長    ほかに何かありましたらお願いします。

○藤咲生涯学習課長    前回行われました成人式の出席率の表を配らせていただきました。今年度は、出席率は昨年と比べて多かったということになります。

○石亀委員長    日程についてはどうなりますか。

○藤咲生涯学習課長    実行委員会で検討し、社会教育委員会議に諮ります。

○黒澤文化課長    白井文化センタープラネタリウム更新日程ということで、光学式のプラネタリウムにつきましては、2月16日から、3月25日まで更新工事ということで、その後、機械操作の運転のほうの研修等を行いまして、5月2日土曜日、11時からリニューアルオープンということで予定しております。よろしくをお願いします。

○石亀委員長    ほかにありますか。特になければ、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
本日は、お疲れさまでした。

午後5時20分 閉 会